

ハイライト:

・消費税の軽減税率制度は、平成31年10月1日からスタートします。

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶



目次:

ご挨拶	1
軽減税率制度と適格請求書等保存方式の導入について	2

平年より早い梅雨明けとなり、全国的に早い夏が訪れました。猛暑が続いた後には、台風が早い時期からいくつも到来し、まさに異常気象を実感させられました。

被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。

第75号では、消費税の軽減税率制度、適格請求書等保存方式の導入について取り上げました。

内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ

中村 元彦(東京事務所)

公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士

中村友理香(埼玉事務所)

軽減税率制度と適格請求書等保存方式の導入について

平成31年10月1日から消費税率が10%へ引き上げになると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。また、平成35年10月1日以降は、「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。今号では、軽減税率制度と適格請求書等保存方式について、国税庁で公表している冊子等を参考に、解説いたします。

軽減税率制度とは、消費税率引上げによる消費者の負担を軽減する観点から、「酒類・外食を除く飲食料品」と「定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞」を対象に、消費税率を8%に据え置く制度です。軽減税率への対応には、次のような準備が必要になります。

準備が必要な事項

【飲食料品等の取扱い(販売)がある場合】

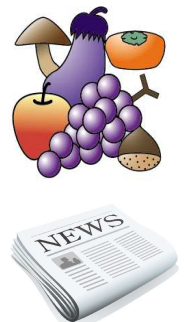
小売業・飲食業

- ・区分経理のためにレジ入替えの検討が必要。
- ・システムを使用して仕入の発注をしている場合、システム改修の検討が必要。

卸売業・製造業

- ・取引先に交付する請求書等の様式の検討が必要。
- ・システムを使用した受発注をしている場合、システム改修の検討が必要。

軽減税率対策の補助金制度があります！



【飲食料品等の取扱い(販売)がない場合】

- ・仕入や経費に軽減税率(8%)対象品目があれば、区分して経理し、仕入税額の計算が必要。

- ・請求書等の様式を見直し。

詳しくは、軽減税率対策補助金事務局HPをご確認下さい。 <http://www.kzt-hojo.jp/>

【区分記載請求書等保存方式及び適格請求書等保存方式】

平成31年10月1日からは、現行の請求書の記載事項に、税率ごとの区分を追加した請求書等(区分記載請求書等)を取引先に交付することになります。更に、4年後の平成35年10月1日からは、**適格請求書等保存方式が導入**されます。**適格請求書**とは、登録番号を所有する消費税の課税事業者のみが発行できる請求書です。免税事業者には登録番号が付与されないため、免税事業者と取引した相手方は当該取引を税額控除の対象とはできません。よって、免税事業者が市場から締め出される結果につながると言われています(但し6年間は経過措置がおかれています)。

なお、最終的には適格請求書の方式を採用しなければならないため、平成31年10月1日からの時点で、登録番号の記載以外を適格請求書と同じにすれば、何回も請求書の様式を変更しなくて済みます。

登録番号の申請は、平成33年10月1日から提出可能です。なお、平成35年10月1日からの適格請求書等保存方式開始に間に合わせるには、平成35年3月31日までに申請書を提出する必要があります。

出典：国税庁「よくわかる軽減税率制度」より、一部抜粋

< 現行の請求書等、区分記載請求書等、適格請求書等の比較 >

期 間	帳簿への記載事項	請求書等への記載事項
【現行制度】 平成31年9月30日まで	課税仕入の相手方の氏名 又は名称 取引年月日 取引の内容 対価の額	請求書発行者の氏名又は名称 取引年月日 取引の内容 対価の額 請求書受領者の氏名又は名称
【区分記載請求書等保存方式】 平成31年10月1日から (注1) 平成35年9月30日まで	(上記に追加) 軽減税率の対象品目である旨	(上記に追加) (注2) 軽減税率の対象品目である旨 税率ごとに合計した税込対価の額
【適格請求書等保存方式】 平成35年10月1日～	～ と同じ。 請求書の見本 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">請求書</p> <p>〇〇御中</p> <p>9月分 30,000円(本体)</p> <p>9/1 牛肉3Kg ※ 10,000円</p> <p>9/15 トレー2箱 5,000円</p> <p>合計 30,000円</p> <p>消費税 2,800円</p> <p>(10%対象 20,000円 消費税 2,000円)</p> <p>(8%対象 10,000円 消費税 800円)</p> <p>△△(株) 登録番号 T1234・・・</p> <p>(注)※印は軽減税率(8%)適用商品</p> </div>	(上記に追加と変更内容) が、適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号に変更 消費税額等(端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ) 書類の交付を受ける事業者の氏名及び名称

(注1)区分記載請求書等保存方式の下でも、3万円未満の少額な取引や自動販売機からの購入など請求書等の交付を受けなかったことにつき、やむを得ない理由があるときは、現行どおり、必要な事項を記載した帳簿の保存のみで、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。

(注2)仕入先から交付された請求書等に、上記の、 の記載がない時は、これらの項目に限って、交付を受けた事業者自らが、その取引の事実に基づき追記することができます。

税理士法人 舞
中村公認会計士事務所
(東京事務所)
港区南青山 2-2-15ウイ青山1025
電話 03 - 3746 - 1750
(埼玉事務所)
さいたま市浦和区岸町7-1-4
細田屋ビル
電話 048 - 816 - 6180
nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp
nakamura-cpa@tkcnf.or.jp